○祇園坊柿のオーナー制度で都市住民との交流

1. 集落協定の概要

· · · /// / / / / / / / / / / / / / / /					
市町村・協定名	やまがたぐんあ きおおたちょう じりょう っきの こ 広島県山県郡安芸太田町・寺領・月の子				
協定面積 20ha	田 (80%)		畑 (20%)	草地	採草放牧地
	水稲		祇園坊柿		
交付金額 352 万円	個人配分				50%
		役員手	F当		6%
		機械則	構入助成		3%
	共同取組活動	環境團	Ě備費		9 %
	(50%)	研修費	基		5%
	事務費				0%
					27%
協定参加者	農業者 60人				

2. 取組に至る経緯

当地域も、年々、過疎・高齢化が進み、農家の後継者が不足し、このままでは農地の維持が難しくなる。そんな危機感から1期対策では、別々の町で其々協定を締結していた寺領地区と月の子地区が、町村合併を機に合併した「寺領・月の子集落協定」を締結し、共同で取り組むこととなった。

3. 取組の内容

- ・周辺協定集落と連携し、祇園坊柿等の農作業の共同化や祇園坊柿のオーナー制度の実施
- ・農道, 水路等の維持管理を共同で実施
- ・自助、共助による集落維持への取り組みの実施



祇園坊柿のオーナー制度収穫風景

[集落の将来像]

- 地域特産である祇園坊柿を中心として集落営農の確立
- 農作業の共同化による祇園坊柿及び水稲の生産コスト削減
- 周辺協定集落間における連携強化



[将来像を実現するための活動目標]

- 祇園坊柿のオーナー制度への取り組みと都市との交流事業の実施
- 祇園坊柿等の共同防除等の実施
- 農道, 水路等の管理による農地の維持, 保全
- 自助、共助による集落維持への取り組みの実施

[活動内容]

農業生産活動等

多面的機能增進活動

農業生産活動の体制整備

農地の耕作・管理(田 16ha)

個別対応

水路・農道の清掃, 草刈り, 点検を定期的に実施 (年2回及び随時)

共同取組活動

農地法面や石垣の点検を 定期的に実施

(年2回及び随時)

共同取組活動

集落内の農地と一体とな った生活道・農道の下刈り を定期的に実施

共同取組活動

柿のオーナー制度を実施 (1.4ha 実施,

オーナー数 102 名)

共同取組活動

農作業の共同化 (祇園坊柿の共同防除を 実施 4ha)

共同取組活動

農地法面,水路,農道等の 補修・改良の実施

共同取組活動



集落外との連携

○祇園坊柿を地域の特産品としている周辺の3協定と連携して祇園坊柿のオーナー制度及び共 同防除等を実施。

4. 取組による変化と今後の課題等

取組による変化

- ・全ての面において、共同での取り組み活動が増えた。
- ・高齢者・女性の活動が活発になった。
- ・共同の取組活動により集落内の景観がよくなった。
- ・祇園坊柿のオーナー制度により地域に訪れる人が増えた。
- ・祇園坊柿等の加工が盛んになった。

今後の課題

- 共同取組活動の継続及び充実
- ・担い手及び組織経営体の育成
- ・周辺協定との更なる連携強化
- ・農作業の共同化による水稲生産のコスト削減

「平成21年度までの主な成果」

- 柿の共同防除の実施(H21 実施 4 ha, 目標 3.7ha)
- 柿のオーナー制度の実施(実施面積: 1.4ha, オーナー数 102 名)